

基本目標 2 ライフステージに応じた成長と自立への支援

個別目標 1 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策1 子どもの発達に即した支援の充実

個別施策（20）障害等の早期発見・早期支援

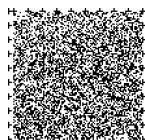
個別施策（21）乳幼児期の子育てに関する相談の充実

基本施策2 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

個別施策（22）療育・保育・教育の支援体制の充実

個別施策（23）放課後支援等の日中活動の充実

個別施策（24）障害等のある子どもへの専門相談の推進
【重点的な取り組み】



基本施策1 子どもの発達に即した支援の充実

個別施策 (20) 障害等の早期発見・早期支援

個別施策 (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

現状と課題

- 乳幼児期の成長や発達を適切に支援するために、各種健診や子育てに関する相談を行っています。
乳幼児期の成長は個人差が大きいため、子どもの発達等に関して保護者や周囲の方の理解の促進を図ることが重要となっています。
- 乳幼児期に関する相談は、各保健センターで新生児期から乳幼児期にかけて家庭訪問や保護者と子どもが一緒に相談するなどの育児相談、育児講演会の開催等、子育てに関する支援を行っています。また、保育園での保育士や看護師による子育て相談、幼稚園では、在園児はもとより就園前の幼児も対象とした子育てや幼児教育に関する相談も行っています。
しかし、支援の必要性の高いと思われる家庭であっても、保護者等の気づきなどの遅れで相談やサービスにつながっていないという現状があり、事業の周知とともに利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

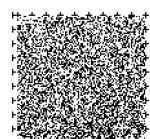
施策の方向

(20) 障害等の早期発見・早期支援

- 各種健診や相談、健康教育を通して、疾病の予防や障害等の早期発見、障害や発達に心配がある子どもへの早期支援に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を推進します。
- 子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、様々な子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。

[第2期障害福祉計画]での対象事業

児童デイサービス、相談支援

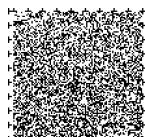


(21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

- 保健センターでは、乳幼児の保護者が集う行事や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、相談につなげていくとともに、医療機関や専門機関での相談が受けられるように、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 保育園では、近隣の親子と園児が、遊んだり話を聞いたり講演会等による地域交流をしながら、子育てに関する相談を行います。また、保育課では保育士の専門スタッフが、保護者からの連絡により自宅を訪問する、子育て訪問相談を実施します。
- 子ども家庭支援センターや児童館等では子育て講座の開催等を行い、子ども自身も相談できる子ども家庭相談を実施するなど、相談の充実を図ります。
- 子ども発達センターでは、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を、保健センター、保育園、幼稚園及び学校等と連携しながら行います。

[第2期障害福祉計画]での対象事業

児童デイサービス、相談支援



基本施策2 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

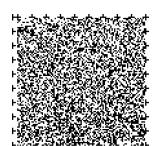
個別施策（22） 療育・保育・教育の支援体制の充実

個別施策（23） 放課後支援等の日中活動の充実

個別施策（24） 障害等のある子どもへの専門相談の推進
【重点的な取り組み】

現状と課題

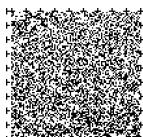
- 疾病の予防や障害等の早期発見、障害や発達に心配がある子どもへの早期支援を図るため、各種健診や子育て相談を行っています。
療育・保育・教育分野では、子育てに関する部所や学校、関係機関等で、障害等のある子どもへの支援を連携して実施していますが、就学前から就学後まで継続した相談や支援体制の整備が課題です。
- 障害者を介護している家族等の急病時や休養（レスパイト）に対応できるよう、区立施設等で短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援（日中ショート）事業を実施しています。
しかし、区内の施設はいずれも障害者が中心で、児童（学齢期以上）の受け入れの拡大と、肢体不自由児や医療的ケアを必要とする児童への対応が求められています。
- 小学生を対象とする放課後子どもひろばや、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等での日中活動の充実については、障害等のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。一方、特に配慮が必要な子どもの場合は、保護者等の介助者の同行が必要となっており、利用方法等の検討が求められています。
- 障害等のある子どもの放課後等における活動場所の確保として、平成19年度から知的障害のある子どもを主な利用対象としたタイムケア事業を行っていますが、利用対象の拡大が求められています。
- 発達などに心配のある子どもに対する相談は、子ども発達センターで専門の職員により実施しています。保護者との十分な話し合いによる確かな支援計画の策定のもとで、より質の高い技術と幅広い情報提供が求められています。



施策の方向

(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実

- 子ども発達センターでは、発達などに心配のある子どもの発達相談や、児童デイサービスによる個別または集団での療育により発達を支援します。
今後、「(仮称)子ども総合センター」に移転統合後は、支援の継続や新たな障害へ対応するため、対象年齢を拡大してサービスの充実を図ります。
- 区内の短期入所(ショートステイ)及び日中一時支援(日中ショート)事業について、利便性の向上を図ります。
新たに整備する入所支援施設には短期入所を併設し、区内の短期入所箇所数の増加を図るとともに、障害のある子どもの受け入れについて検討します。
今後も引き続き、医療的ケアの必要な子ども等が、必要に応じて短期入所利用ができるよう、病院や重症心身障害児施設等と連携を図っていきます。
- 乳幼児期、学齢期から卒業後の生活への円滑な移行のために、各サービスや教育の節目ごとに、確実に指導目標や支援方法の引き継ぎが行われるよう、保護者と情報や子どもの状況についての認識の共有を図っていきます。
障害者自立支援法*による「サービス利用計画」や「個別支援計画」*、特別支援教育における「個別指導計画」*等を作成し、就学前機関から小学校へ、小学校から中学校へ引き継ぐ等、小・中学校、特別支援学校及び各関係機関が連携して、継続した相談・支援を行います。
- 保育園では、障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもを、集団生活の中で養護・保育を行います。
一人ひとりの子どもの育ちにあわせて丁寧に対応していきます。
また、保育士は子どもの育ちの状況について巡回保育相談員の助言も受けて、一緒に考え保育内容を高めます。
- 保護者の就労等により放課後等の保育を必要とする子どもで、障害等がある場合、学童クラブで障害児対応の職員配置をするとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。



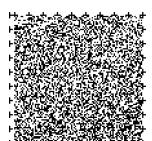
- 直接子どもに接している保育士や教職員等に対して、専門的な立場からアドバイスができる人材(スーパーバイザー*)による支援体制作りを進めるとともに、障害理解や指導技術の向上を図ります。
- 幼稚園では、特別に配慮が必要な子どもへの支援として、集団保育の中で教員と介助員が協力して安全を確保しながら保育・教育を行います。
- 特別支援学級・特別支援学校に通う児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、そのもてる力を高めていくために、教科学習の指導補助やコミュニケーション能力を高める指導等を行う区費講師を特別支援教育センターに配置するなど、学校内の指導体制の強化や教育環境の整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。
また、副籍制度の利用により、区立特別支援学校や都立特別支援学校に在籍する児童・生徒との居住地校交流を進め、こころのバリアフリー*を促進します。
- 子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」*を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会により構成されており、子ども及び子育て家庭に対する支援の具体的な内容を検討するため、隨時、各部会によるサポートチーム会議を行い、連携に努めています。

【第2期障害福祉計画】での対象事業

児童デイサービス、短期入所、日中一時支援(日中ショート)、日中一時支援(障害児等タイムケア)

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

◇学童クラブの充実



〈新宿区が進める特別支援教育〉

新宿区教育委員会では、「障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長し、すべての子どもが輝きながら、共に学び、共に生きる学校・社会の実現を目指して、多様な教育を展開する」ことを基本理念とした特別支援教育を推進しています。

- **特別支援教育とは** これまで、障害のある幼児・児童・生徒の教育は、障害の種類や程度に応じて特別な場で指導を行う「特殊教育」(東京都では心身障害教育と呼んでいました)として行われてきました。

「特別支援教育」では、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため支援を行います。これまでの心身障害教育の対象となっていた幼児・児童・生徒に加え、現在、幼稚園・子ども園・小学校・中学校の通常の学級に在籍するLD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)・高機能自閉症等の発達障害*のある幼児・児童・生徒に対しても、適切な指導及び必要な支援を行います。また、乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行及び地域全体での支援を図るため、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を行う必要があり、教育センター連絡協議会において、子ども発達センターとの合同会議を開催するなどしています。

- **特別支援教育センターの設置** 特別支援教育の情報の収集や専門家による支援チーム、区費講師の派遣事務、関係機関との連絡調整など、区の特別支援教育を推進するためのセンター的役割を果たしています。

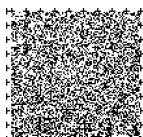
- **専門家による支援チームの巡回相談や区費講師の派遣** 区立幼稚園、小・中学校を支援するため、専門家による支援チームの巡回相談を行っています。また、区費講師を派遣し、専門家による支援チーム等の意見を参考に、幼児・児童・生徒の学習や生活の支援を行っています。

- **特別支援教育にかかわる校(園)内委員会の設置** 教職員の幼児・児童・生徒理解を含め、学校全体が組織として一体的に特別支援教育に取り組むことを目的に、幼稚園・子ども園、小・中学校の各校(園)の校(園)内組織に、特別支援教育を推進する校(園)内委員会を位置付けています。

- **特別支援教育コーディネーターの指名** 幼児・児童・生徒の実態把握、適切な指導方法の開発、研修会の企画・実施、保護者や関係機関との連絡調整等を進める役割を担う特別支援教育コーディネーターを各学校において指名しています。

- **副籍制度による交流活動** 区立特別支援学校や都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住地の地域指定校において、行事や学習等を通した直接的な交流やお便りの交換等の間接的な交流を行っています。

- **教員の研修** 特別支援教育コーディネーターを対象とした「特別支援教育研修会」、「副校长・教頭研修会」、「新任教員研修会」、「教育相談研修会」、さらに「生活指導主任研修会」で研修しています。夏季集中研修においては特別支援教育に関する講座も設けました。



(23) 放課後支援等の日中活動の充実

- 障害等のある子どもの放課後子どももひろばや児童館の利用を促進するための環境づくりを引き続き進めています。
また、地域の同世代の子どもなどとの活動を通じて、子ども同士や保護者の交流を促進します。
- 現在、障害児等タイムケア事業*は、特別支援学校・学級に在籍する知的障害のある児童・生徒を対象に、社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援や休養(レスパイト)を図ることを目的に実施しています。
今後、「(仮称)子ども総合センター」内に移転し、定員を拡大するとともに、利用対象者に肢体不自由児や重度重複障害児を加え拡充していきます。

【第2期障害福祉計画】での対象事業

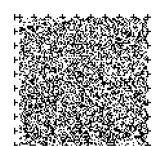
日中一時支援(障害児等タイムケア)

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

◇放課後子どももひろばの拡充

(24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取り組み】

- 子ども発達センターでは、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査、聴力検査を実施します。集団指導と共に、理学療法士(PT)*、言語聴覚士(ST)*、作業療法士(OT)*、心理指導員(臨床心理士等)による個別指導及び家族への支援を継続します。「(仮称)子ども総合センター」に移転統合後は、対象年齢を拡大していきます。
- 障害や発達に心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による発達相談「子どもすこやか相談」を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。
- 子どもの就学についての不安や悩みをもつ保護者の相談には、子どもの発達や障害の状況に応じた教育環境等について、専門的な立場から保護者とともに考える就学相談を実施し、就学相談内容を就学先へ引き継ぎます。
- 特別支援教育センターでは、職員(臨床心理士等)が、専門家による支援チームの巡回相談の一員として、学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の障害があると思われる子どもに関する学校(園)等からの相談を受け、助言等を行います。



- 教育相談室では、臨床心理士等の専門の相談員が、子どもの性格、行動、心身の健康、発達等の問題について、面接による相談と、家庭の事情や来所できない方へは電話による相談を行い、子どもの発達に心配のある保護者への支援を継続します。
- 「ことばの教室」では、言葉を聞く、話すについて心配がある子どもに、専門の指導員が面接し、必要に応じて言葉の指導をするとともに、保護者への支援を継続します。

[第2期障害福祉計画]での対象事業

児童デイサービス、相談支援

【新宿区第一次実行計画】での対象事業

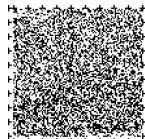
◇子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充

トピックス 「(仮称)子ども総合センター」を開設します。

子育てに関する総合的な支援施設として、平成23年度に旧東戸山中学校跡地に開設します。

この施設では、子ども家庭支援センター、学童クラブ、子ども発達センター、障害児タイムケア等を同じ施設内に設置することにより、0歳児から18歳未満の子育てや子どもの発達に関する相談等、具体的な支援を一貫して提供できる体制を整えます。

また、新宿区子ども家庭サポートネットワークを中心として、支援の充実や関係機関との連携を強化し、総合的で継続的な支援を行います。



施設紹介〈新宿区立子ども発達センター(愛称：あいあい)〉

心身の発達に心配や不安のある子どもとその保護者に対し、どの子も家庭や地域で健やかに育つよう、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図りながら、子どもの発達に関する総合的な支援を行っています。

さらに、平成23年には旧東戸山中学校跡地に開設する「(仮称)子ども総合センター」に移転します。この施設には、子ども家庭支援センターや学童クラブも同じ施設内に設置されます。現在の事業を継続すると共に、発達障害児を中心とした相談や発達支援の対象年齢を拡大していきます。

1 発達相談

電話による相談から、来所相談を行っています。必要に応じて発達検査、聴力検査を実施しています。

2 児童デイサービス

保護者と相談の上、子どもにあったクラスを案内します。

- ・「親子通所」 0歳～概ね3歳の子どもと保護者
- ・「単独通所」 概ね3歳児以上、通所バス、給食サービスあり
- ・「就園児グループ」 幼稚園、保育園に在籍している3歳児以上の子ども
- ・「個別指導」 0歳～就学前までの個別での支援が適切とされる子ども

3 在宅児等訪問支援

子どもの状態や家庭の事情等で通所できない場合、家庭等へ訪問し、遊びや生活の支援、情報提供を行います。

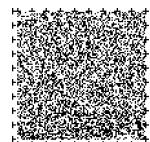
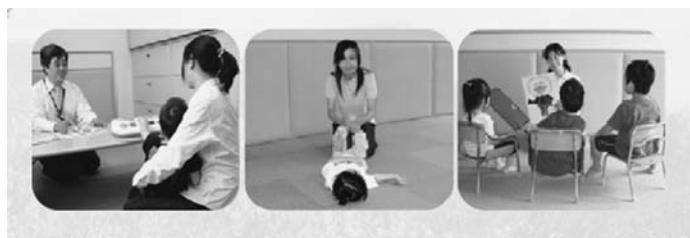
4 障害児一時保育

一時的に保育が必要な時、心身の障害や発達の遅れのある子どもを預かります。

○ スタッフ構成

いろいろな職員の目を通して子どもの姿を見つめ、心身の豊かな成長・発達を目指した支援を行います。

(福祉、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導員、小児科医、内科医、整形外科医等)



〈ライフステージに応じた成長と自立への支援〉

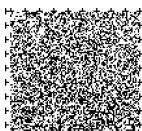
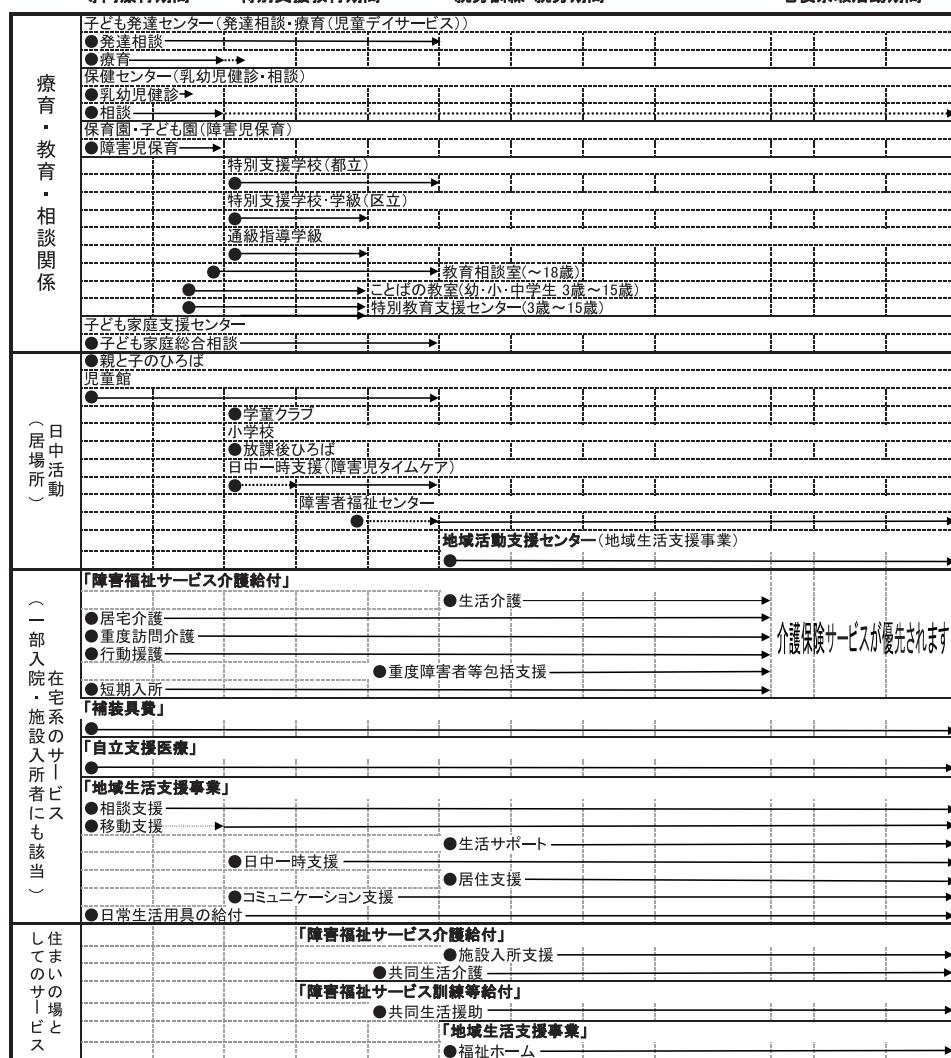
カリマーー♪光庭じた成長と自立への支援

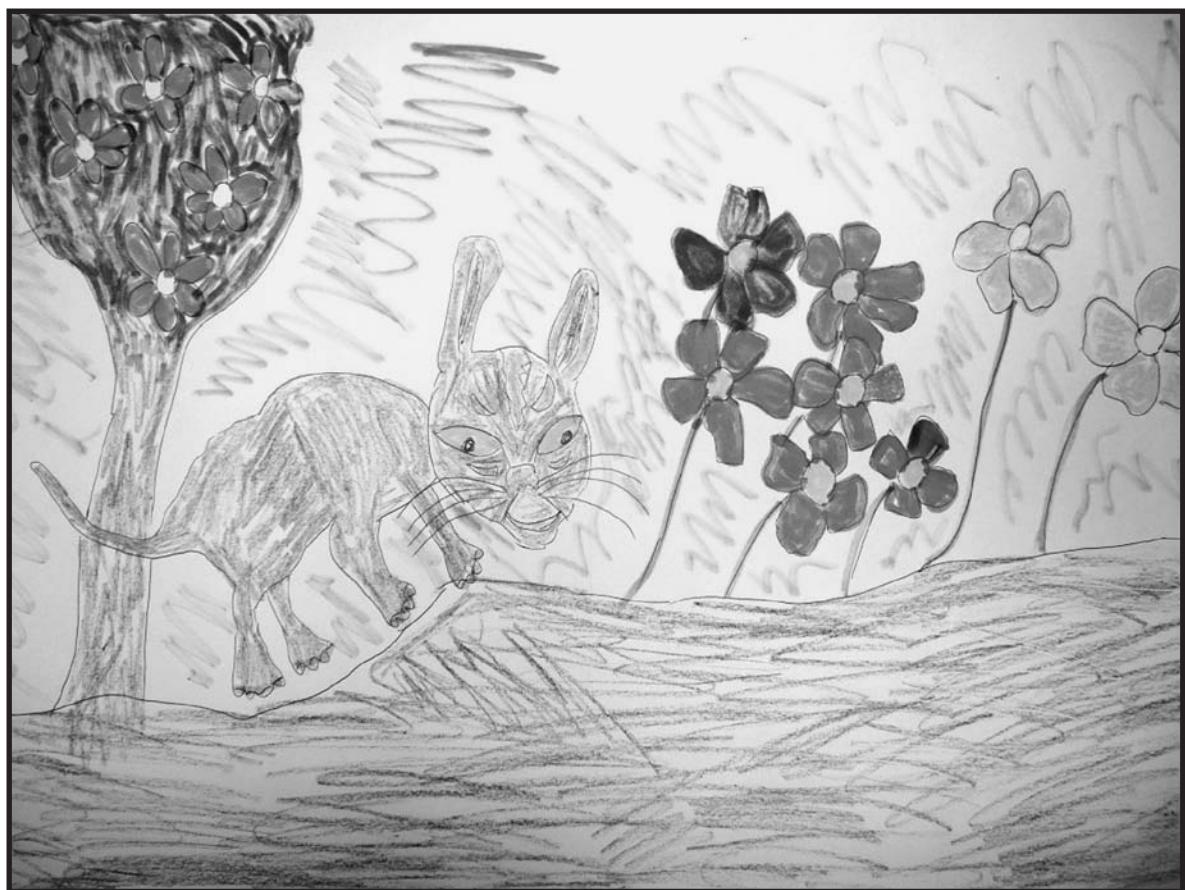


一般正業就効力						
0歳	1歳～	7歳～	13歳～	16歳～	18歳～	65歳～
乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	学生・成人	高齢者

専門療育期間 ⇒ 特別支援教育期間 ⇒ 就労訓練・就労期間 ⇒

老後余暇活動期間 ⇒





絵は、深野和男さん（新宿区立高田馬場福祉作業所）の作品です

